

令和8年度 HACCPに沿った衛生管理の訪問アドバイス事業（東京都委託事業）

HACCPの訪問アドバイスを活用しませんか？

令和3年6月から、すべての食品等事業者には「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理」が食品衛生法で義務づけられています。

東京都では、飲食店やキッチンカー、給食施設の皆様が「HACCPに沿った衛生管理」に円滑に取り組めるよう、専門相談員を施設に派遣し、HACCPに関するアドバイスを行う支援事業を実施しています。

～このような方にお勧め～

- ・講習会でHACCPの話聞いたけど、もう少し詳しく知りたい。
- ・お店を見てもらいながら、HACCPについて個別に相談したい。
- ・HACCPを適切に実施できているか専門家に見てもらいたい。

＜対象施設＞

都内の飲食店・給食施設 など

- 「小規模な一般飲食店向けの手引書」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」を使用する施設が対象です。
- 23区、八王子市、町田市内の施設を除きます。

＜費用は無料＞

HACCP専門相談員が施設に伺い、お手伝いします。

- 何度でもご利用いただけます。

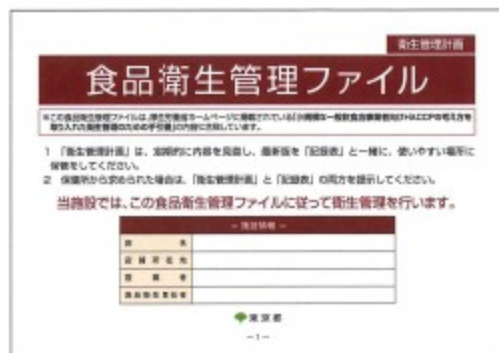
＜申込方法は裏面へ＞

HACCPに沿った衛生管理とは

衛生管理計画を作成し、それに基づいて実施した内容を記録・保管等することが求められます。

飲食店の皆様は、各業界団体が作成し、厚生労働省が確認した手引書を参考に取り組むことができます。

東京都では、小規模な一般飲食店向けの手引書に基づく支援ツール「食品衛生管理ファイル」を作成しており、本事業でも活用します。



東京都が実施するHACCP取組支援の詳細は、以下の問合せ先又はホームページでご確認ください。

【問合せ先】（申込先は裏面）

東京都保健医療局健康安全部食品監視課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話 03-5320-4475（平日9時～17時）

Q 食品衛生の窓 HACCP取組支援

検索

「HACCPに沿った衛生管理の訪問アドバイス事業」

のホームページはこちら →



《申込方法》

以下のいずれかの方法で、**一般社団法人東京都食品衛生協会**までお申込みください。

●はがき

右下の申込書欄に必要事項をご記入の上、キリトリ線に沿って切り取り、郵送してください。

●電話

右下の申込書欄の内容を電話でお伝えください

TEL 03-3934-5826

●メール

メール本文に、右下の申込書欄の内容を記入して送信してください。
(件名は「HACCP訪問アドバイス申込」としてください。)

e-mail: consul@toshoku.or.jp

●FAX

こちらの面がFAX送付状になります。右下の申込書欄に必要事項をご記入の上、FAX送信してください。

FAX 03-3934-5827

《申込後の流れ》

①申込み



②日程調整

担当の専門相談員（一般社団法人東京都食品衛生協会所属）から日程調整の電話をします。



③専門相談員が訪問

HACCPで求められる衛生管理計画の作成や記録方法等について、メニューや調理方法などを確認しながらアドバイスを行います。



④結果報告書を交付

お申込み窓口(受託者)
一般社団法人東京都食品衛生協会
東京食品技術研究所

〒175-0083
東京都板橋区徳丸 1-19-10
食品衛生コンサルタント部
担当 齊藤、田嶋

電話 **03-3934-5826**(平日9時30分~17時)

キリトリ線
郵便はがき

料金受取人証郵便

1758790

板橋西局承認

1253

差出有効期間
2027年2月
28日まで
(切手不要)

東京都板橋区徳丸 1-19-10
一般社団法人東京都食品衛生協会
東京食品技術研究所
食品衛生コンサルタント部 宛



HACCP訪問アドバイス申込書

事業対象施設住所	〒 東京都 (ビル名等)
施設名称(屋号)	(店舗電話番号)
担当者様お名前	(携帯電話番号)
チェックしてください	☐ 都内店舗(23区、八王子市、町田市を除く)です

技研受付 2026-A / No.